

**個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会
公的個人認証サービス等を活用したICT利活用ワーキンググループ
スマートフォンへの利用者証明機能ダウンロード検討サブワーキンググループ
開催要綱**

1. 目的

本サブワーキンググループ（以下「本SWG」という。）は、「個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 公的個人認証サービス等を活用したICT利活用ワーキンググループ」（以下「WG」という。）の下に開催される会合として、WGにおける検討内容について、より具体的な検討を行うことを目的とする。

2. 名称

本SWGは、「スマートフォンへの利用者証明機能ダウンロード検討サブワーキンググループ」と称する。

3. 検討内容

本SWGは、個人番号カードに格納される利用者証明用電子証明書のスマートフォンへのダウンロードの実現に向けて、実現方策並びに技術面、制度面及び運用面の課題について検討を行う。

4. 構成及び運営

- (1) 本SWGの主査は、WG主査が指名する。本SWGの構成員は、WG主査が指名する。
- (2) 本SWG主査は、本SWGを招集し主宰する。
- (3) 本SWG主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 本SWG主査は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 本SWG主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本SWGを招集し主宰する。
- (6) 本SWGにおいて検討された事項は、本SWG主査がとりまとめ、これをWGに報告する。
- (7) その他、本SWGの運営に必要な事項は、本SWG主査が定めるところによる。

5. 議事等の公開

- (1) 本SWGは原則として非公開とする。
- (2) 本SWGで配付された資料については、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると主査が認める場合を除き公開する。
- (3) 本SWG終了後、速やかに議事要旨を作成し公開する。

6. スケジュール

本SWGは、平成27年11月から開催する。

7 事務局

本SWGの庶務は、情報流通行政局情報通信政策課及び自治行政局住民制度課において行うものとする。

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会公的個人認証サービス等を活用したICT利活用WG
スマートフォンへの利用者証明機能ダウンロード検討サブワーキンググループ
構成員名簿

(敬称略、50音順、平成29年11月28日現在)

- 阿部 展久 株式会社みずほフィナンシャルグループ デジタルイノベーション部 部長
- 新井 剛 前橋市 政策部情報政策課長
- 小尾 高史 国立大学法人東京工業大学科学技術創成研究院 准教授
- 梶原 弘道 株式会社NTTドコモ スマートライフ推進部長
- 金山 由美子 KDDI株式会社 商品・CS統括本部 商品企画本部
パーソナルサービス企画部 部長
- 橋井 崇 ソフトバンク株式会社 テクノロジーユニット 技術戦略統括
IoT事業推進本部 技術デザイン統括部 IoTプラットフォーム部 部長
- 木村 充洋 富士通株式会社 ネットワークサービス事業本部 FENICS事業部長
- 斉藤 隆志 一般社団法人電波産業会 研究開発本部 移動通信グループ 主任研究員
- 佐々木 太志 一般社団法人テレコムサービス協会 MVNO委員会運営分科会 主査
- 真田 教志 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 第三営業本部
営業推進部門 担当部長
- 白戸 謙一 三鷹市 情報推進課 地域情報化・番号制度担当課長
- 鳶田 剛士 ジェムアルト株式会社 モバイルコム事業本部兼M2M事業本部
兼OEM&CE事業本部 本部長
- 手塚 悟 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授
- 庭野 栄一 日本電信電話株式会社 セキュアプラットフォーム研究所 リサーチプロフェッサ
- 野田 茂門 日本電気株式会社 公共システム開発本部 シニアマネージャー
- 林 徹 地方公共団体情報システム機構 個人番号センター公的個人認証部 次長
- 古田 正雄 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 第一公共事業本部 e-コミュニティ事業部
第二ビジネス統括部 統括部長
- 松田 純一 株式会社日立製作所 公共システム事業部 公共システム推進第一部 担当部長
- 宮野 哲紀 大日本印刷株式会社 情報イノベーション事業部 C&Iセンター
IoTプラットフォーム本部 シニアエキスパート

主査：○